研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規定

第 1 章　総則

第 1 条（目的）

本規定は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、株式会社 ARCE（以下「当社」という。）における研究活動の公正性を確保するため、研究活動における不正行為の防止並びに告発の受付、調査、認定及び措置等に関する体制及び手続を定めることを目的とする。

2　公的研究費の不正使用及び不正受給に関する調査及び対応の手続は、本規定の対象とせず、「株式会社 ARCE　公的研究費の不正使用及び不正受給への対応に関する規程」に定めるところによる。

第 2 条（対象となる不正行為）

本規定において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に係る、次に掲げる行為をいう。
（1）捏造　存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
（2）改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
（3）盗用　他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

2　本規定は、特定不正行為のほか、次に掲げる研究活動上の不正行為も対象とする。
（1）二重投稿　投稿先の規則に反して、既に公表され、又は他の学術誌等に投稿中の論文と本質的に同一の内容の論文を投稿すること。
（2）不適切なオーサーシップ　研究成果への貢献及び責任に照らし、著者となる資格を有しない者を著者に含め、又は著者となる資格を有する者を正当な理由なく除外するなど、著者を適切に表示しないこと。

3　前項の行為に関する告発の受付、調査及び認定等は、本規定の手続を準用し、当該研究分野の慣行及び投稿先の規則等を踏まえて判断する。措置については、特定不正行為に対する措置と区別し、行為の内容及び程度に応じて決定する。

4　科学的に適切な方法により得られた研究成果が結果として誤りであった場合や、研究上の見解の相違については、それのみをもって不正行為としない。

第 2 章　責任体系

第 3 条（最高管理責任者）

当社に、研究活動の公正性の確保及び不正行為の防止・対応について最終責任を負う最高管理責任者を置き、代表取締役をもって充てる。

2　最高管理責任者は、研究倫理教育、告発の受付及び調査等に必要な体制を整備し、本規定を当社の研究活動に関わる者に周知する。

3　最高管理責任者は、不正行為の防止及び対応に関する取組の実施状況を確認し、必要な改善措置を講じる。

第 4 条（統括管理責任者）

当社に、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止及び対応に関する取組を統括する統括管理責任者を置き、研究部長をもって充てる。

2　統括管理責任者は、最高管理責任者の指示の下、不正行為の防止に関する具体的な対策を立案し、関係部署と連携して実施する。

3　統括管理責任者は、研究倫理教育その他の不正行為防止の取組の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告するとともに、必要な改善を図る。

4　統括管理責任者が告発の対象者その他当該事案と直接の利害関係を有する者である場合は、当該事案の調査及び認定等に関与してはならない。

第 5 条（研究倫理教育責任者）

当社に、研究倫理教育の実施について実質的な責任及び権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、研究部長をもって充てる。

2　研究倫理教育責任者は、株式会社 ARCE 研究規程第8条に基づき、当社の研究活動に関わる者に対する研究倫理教育を実施する。

3　研究倫理教育責任者は、教育の実施内容、受講状況及び理解度の確認結果を把握し、未受講者への追加教育その他必要な対応を行う。

4　研究倫理教育責任者は、教育の実施状況及び改善事項を最高管理責任者に報告する。

第 3 章　不正行為の防止策

第 6 条（監事相当職）

当社に、研究活動における不正行為の防止に関する体制の整備及び運用状況を独立した立場から確認・監督する監事相当職を置く。

2　監事相当職は、代表取締役が健康予防事業部長を任命して充てる。ただし、研究活動及び研究費の日常的な執行・管理に関与しない者とし、内部監査担当者とは別の者とする。

3　監事相当職は、関係部署から資料の提出及び説明を求め、研究倫理教育、不正行為防止対策その他本規定に基づく取組の実施状況を定期的に確認する。

4　監事相当職は、確認結果及び改善に関する意見を最高管理責任者に報告し、指摘事項の改善状況を確認するとともに、その結果を記録する。

第 7 条（研究倫理教育の受講義務）

当社の研究活動に関わる者は、株式会社 ARCE 研究規程第8条に基づき、年1回以上、研究倫理教育を受講しなければならない。

2　新たに当社の研究活動に関わる者は、当該活動に従事する前に研究倫理教育を受講しなければならない。

3　研究倫理教育責任者は、教育の実施内容、受講状況及び理解度の確認結果を記録し、未受講者には追加の受講機会を設ける。

第 8 条（誓約書の提出）

当社の研究活動に関わる者は、株式会社 ARCE 研究規程第8条に基づく研究倫理教育を受講した後、本規定及び関係規程等を遵守し、不正行為を行わない旨の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

2　誓約書は、年1回以上の研究倫理教育の実施に合わせて提出するものとし、新たに研究活動に関わる者は、当該活動に従事する前に提出しなければならない。

3　研究倫理教育責任者は、誓約書の提出状況を確認し、教育の受講記録とともに保存する。

第 9 条（研究データの保存・開示）

研究者は、研究活動の正当性を説明できるよう、研究の過程及び結果を記録し、研究資料及び試料等を適切に保存・管理しなければならない。

2　論文等の研究成果の根拠となる研究資料（実験ノート、調査票、数値データ、画像及び解析記録等）は、当該論文等の発表後、原則として 10 年間保存する。

3　研究成果の根拠となる試料、標本等は、当該論文等の発表後、原則として5年間保存する。ただし、性質上保存が不可能又は著しく困難なものについては、その理由及び処分の記録を残す。

4　研究者は、資料等を必要に応じて検索・確認できる状態で保存し、電子データについてはバックアップ及びアクセス制限等により、紛失、改変及び漏えいを防止する。

5　個人情報を含む資料等の保存及び開示は、関係法令、研究倫理審査で承認された研究計画及び研究対象者への説明・同意の内容に従う。また、配分機関又は共同研究先等との取決めに保存条件がある場合は、これらとの整合性を確保する。

6　研究者が退職又は異動する場合は、保存対象となる資料等の所在及び管理方法を研究部長に報告し、当社において必要な確認ができるよう引継ぎを行う。

7　不正行為の疑義に関する調査等に必要な資料等は、保存期間が経過した場合でも、当該手続が終了するまで廃棄してはならない。調査等に際して資料等の提出又は開示を求められた者は、関係法令等に従い協力しなければならない。

第 4 章　告発と調査

第 10 条（告発及び相談の受付窓口）

当社は、研究活動における不正行為に関する告発及び相談を、当社の内外から受け付けるため、次の窓口を設置する。
窓口名：株式会社 ARCE　不正行為受付窓口
電話番号：042-701-8737
担当者：代表取締役　松本裕輝

2　告発及び相談は、書面、電話又は面談により受け付ける。窓口担当者は、受付日、告発又は相談の内容及び提出資料等を記録し、相談の場合は、告発の意思の有無を確認する。

3　告発は、原則として顕名により行うものとし、不正行為を行ったとする研究者等、不正行為の態様、事案の内容及び不正とする合理的な理由を確認する。

4　匿名の告発についても、その内容に応じて最高管理責任者が判断し、顕名の告発に準じて取り扱うことができる。

5　文部科学省、配分機関又は他の研究機関等から回付された告発についても、当社の窓口で直接受け付けた告発に準じて取り扱う。

6　窓口担当者は、受け付けた告発を速やかに最高管理責任者に報告する。書面による告発等、告発者が受付の事実を確認できない場合は、連絡先が分かる告発者に受け付けた旨を通知する。

7　当社は、窓口の連絡先及び受付方法を当社の内外に周知する。

第 10 条の2（秘密保持及び関係者の保護）

告発及び相談の受付、調査その他本規定に基づく手続に関わる者は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

2　当社は、告発者、相談者、被告発者、告発内容及び調査内容に関する情報を適切に管理し、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密保持を徹底する。ただし、法令に基づく対応又は本規定に基づく配分機関等への報告に必要な場合は、必要な範囲で情報を提供する。

3　当社は、悪意に基づく告発であると認定された場合を除き、告発又は相談をしたことを理由として、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。また、調査に協力したことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

4　当社は、相当な理由なく、告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を禁止し、又は解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5　当社は、関係者への嫌がらせ、報復その他の不当な行為を防止し、その事実を把握した場合は、速やかに是正及び保護のための措置を講じる。

6　本規定において「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れ、又はその研究を妨害するなど、専ら被告発者又はその所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。調査の結果、不正行為が認定されなかったことのみをもって、悪意に基づく告発と判断してはならない。

第 10 条の3（利害関係者の除外及び職務の代行）

最高管理責任者、統括管理責任者、窓口担当者その他本規定に基づく手続に関わる者が、告発者、被告発者又は当該事案と直接の利害関係を有する者に該当する場合は、当該事案の調査の要否の判断、調査委員の選任、調査、審議、認定その他の意思決定に関与してはならない。

2　最高管理責任者又は窓口担当者が前項に該当する場合、告発者又は相談者は、監事相当職に直接告発又は相談をすることができる。

3　最高管理責任者が第1項に該当する場合、本規定に基づく当該事案の手続に関する職務は、当該事案と直接の利害関係を有しない監事相当職が代行する。

4　前項の監事相当職も当該事案と直接の利害関係を有する場合は、当社があらかじめ代行者として指定した内部監査担当者が、その職務を代行する。

5　前項の代行者も当該事案と直接の利害関係を有する場合は、当社があらかじめ本人の了承を得て指定する社外の倫理審査委員のうち、当該事案と直接の利害関係を有しない者が、指定した順位に従い、その職務を代行する。

6　第3項から前項までの代行者の氏名、代行順位、連絡方法及び担当職務は、別途の指定書に定める。代行者は、就任時及び事案の発生時に利害関係の有無を確認し、当該事案の調査委員及び調査委員長を兼ねないものとする。

7　当社は、通常の窓口を利用できない場合の告発先及び連絡方法を、当社の内外に周知する。

【通常の窓口を利用できない場合の連絡先】
第一次代行窓口：監事相当職（健康予防事業部長）
電話番号:042-701-8737
第二次代行窓口：内部監査担当者
電話番号:042-851-4014

第 10 条の4（予備調査及び本調査の実施判断）

最高管理責任者は、告発を受け付けた場合、当該事案と直接の利害関係を有しない者を予備調査担当者として指名し、速やかに予備調査を実施させる。必要に応じて、当該研究分野の専門家に協力を求める。

2　予備調査では、不正行為が行われた可能性、告発に示された科学的根拠の合理性、関係資料等の保存状況及び調査可能性等を確認する。必要に応じて、告発者その他の関係者から事情を聴取し、資料の提出を求める。

3　最高管理責任者は、予備調査の結果に基づき、告発を受け付けた日から 30 日以内に、本調査を実施するか否かを決定する。

4　本調査を実施する場合は、告発者及び被告発者にその旨を通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に関係する配分機関等に報告する。

5　本調査を実施しない場合は、その理由を付して告発者に通知する。ただし、匿名の告発等により連絡先が不明な場合は、この限りでない。

6　本調査を実施しない場合も、予備調査の資料及び判断の根拠を記録・保存し、配分機関等又は告発者から求めがあった場合は、秘密保持及び個人情報の保護に留意して開示する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 11 条（本調査を行う委員会）

最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合、株式会社 ARCE 倫理審査委員会を本規定に基づく調査委員会として組織し、当該事案の調査を担当する委員を選任する。

2　調査委員会は、当社の内部委員及び外部有識者を含む3名以上で構成し、委員の半数以上は当社に属さない外部有識者とする。また、当該事案の調査に必要な専門的知識を有する者を含める。

3　全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。当該事案の当事者その他調査の公正性を損なうおそれのある者は、委員に選任してはならない。

4　前2項の要件を満たすために必要な場合は、倫理審査委員会の既存の委員以外から、当該事案の調査に限って委員を追加委嘱する。

5　調査委員会の委員長は、当該事案の調査を担当する委員の互選により選任する。倫理審査委員会の代表者又は委員長であることをもって、当然に調査委員又は調査委員長となるものではない。

6　最高管理責任者は、選任した調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は、通知を受けた日から7日以内に、理由を付した書面により、委員の選任に対する異議を申し立てることができる。

7　最高管理責任者は、異議申立ての内容を審査し、理由があると認めた場合は、当該委員を交代させ、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

8　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 11 条の2（本調査の実施）

調査委員会は、本調査の実施を決定した日から、原則として 30 日以内に本調査を開始する。

2　調査委員会は、告発された事案に係る論文、研究資料及び試料等の精査、関係者からの事情聴取、必要に応じた再実験その他適切な方法により調査を行う。

3　調査対象は、告発に係る研究活動のほか、調査委員会が当該事案との関連性を認め、調査上必要と判断した研究活動を含むものとする。

4　調査委員会は、被告発者に対し、疑義の内容を示し、説明及び弁明並びに資料を提出する機会を与える。再実験等により疑義を解消できる可能性があり、被告発者からその申出があった場合は、調査委員会が必要性及び合理性を判断し、実施期間等を定めてその機会を保障する。

5　最高管理責任者は、調査委員会の求めに応じ、調査に必要な研究資料及び試料等の保全措置を講じる。保全に当たっては、調査に必要な範囲を超えて研究活動を制限してはならない。

6　調査委員会は、本調査を開始した日から、原則として 150 日以内に調査内容を取りまとめ、不正行為の有無等を認定する。

7　前項の期間内に認定できない合理的な理由がある場合は、調査委員会は、その理由及び認定の予定日を最高管理責任者に報告し、期間延長の承認を得る。最高管理責任者は、関係する配分機関等への報告及び必要な協議を行う。

8　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 11 条の3（不正行為の認定）

調査委員会は、被告発者の説明及び弁明、研究資料、関係者の証言その他の証拠を総合的に検討し、科学的及び客観的な観点から、不正行為の有無を認定する。被告発者の自認のみをもって認定してはならない。

2　不正行為を認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者及び関与の度合い並びに当該研究成果に係る各著者の役割等を明らかにする。特定不正行為に該当するか否かは、第2条第1項の要件に照らして判断する。

3　被告発者は、疑義を指摘された研究活動について、科学的根拠を示して説明しなければならない。調査委員会は、説明内容及び提出資料を精査し、疑義が解消されたか否かを判断する。

4　調査委員会は、本来存在すべき研究資料等がなく、疑義を覆すに足る証拠が示されない場合、その事情も認定の判断材料とする。ただし、災害等の本人の責によらない理由や、当該研究活動が行われた当時に適用される合理的な保存期間を経過していることによる不存在については、それのみをもって不正行為の根拠としてはならない。

5　不正行為が行われなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、告発者に説明及び弁明の機会を与えた上で、悪意に基づく告発であるか否かを認定する。

6　調査委員会は、認定の根拠となった事実及び証拠、判断理由並びに審議の経過を記録し、認定結果を取りまとめた調査報告書を、認定後速やかに最高管理責任者に提出する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、前項の報告先は、同条に定める代行者とする。

第 11 条の4（調査結果の通知）

最高管理責任者は、調査委員会から調査報告書の提出を受けた場合、速やかに、告発者及び被告発者に対し、認定結果及びその理由を書面により通知する。ただし、匿名の告発等により告発者の連絡先が不明な場合は、当該告発者への通知を要しない。

2　前項の通知に当たっては、不服申立てを行うことができる者に対し、その方法、提出先及び期限を併せて通知する。

3　被告発者が当社以外の研究機関にも所属している場合は、当該研究機関にも調査結果を通知する。また、悪意に基づく告発を認定した場合は、当該告発者の所属機関にもその結果を通知する。

4　通知及び調査報告書等の提供に当たっては、関係者の個人情報及び秘密の保護に留意し、認定内容の理解及び不服申立てに必要な情報を適切に提供する。

5　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 11 条の5（不服申立て）

不正行為を行ったと認定された被告発者及び悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、認定結果の通知を受けた日から 30 日以内に、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2　不服申立ては、不服の対象となる認定内容及びその理由を記載した書面により行う。認定結果の再検討に必要な資料がある場合は、これを添付する。

3　最高管理責任者は、不服申立てを受けた場合、調査委員会にその内容を審査させ、再調査の要否を判断させる。

4　不服申立ての内容が、調査委員の構成若しくは公正性に関するものである場合、又は新たな専門性を要する場合は、最高管理責任者は、理由の有無を検討し、必要に応じて委員の交代若しくは追加又は別の審査担当者の選任を行う。この場合も、第 11 条に定める外部有識者の割合、専門性及び利害関係の排除に関する要件を満たさなければならない。

5　審査を行う者は、申立理由及び提出資料等を検討し、速やかに、再調査を実施するか否かを理由とともに最高管理責任者に報告する。

6　最高管理責任者は、不服申立てがあった旨及び再調査の要否に関する決定を、告発者及び被告発者に通知するとともに、関係する配分機関等及び文部科学省に報告する。申立人には、再調査を実施するか否かの理由も通知する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 11 条の6（再調査）

調査委員会又は前条第4項により選任された審査担当者は、再調査の実施を決定した場合、速やかに再調査を開始する。

2　再調査に当たっては、申立人に対し、申立理由を裏付ける資料の提出その他必要な協力を求めるとともに、説明及び弁明の機会を与える。

3　不正行為を行ったと認定された被告発者からの不服申立てに係る再調査は、再調査を開始した日から原則として 50 日以内に、先の認定を維持し、又は変更するかを決定し、その理由とともに最高管理責任者に報告する。

4　悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者からの不服申立てについては、不服申立てを受けた日から原則として 30 日以内に再調査を行い、先の認定を維持し、又は変更するかを決定し、その理由とともに最高管理責任者に報告する。

5　前2項の期間内に決定できない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を最高管理責任者に報告し、期間延長の承認を得る。最高管理責任者は、関係する配分機関等への報告及び必要な協議を行う。

6　最高管理責任者は、再調査の結果及びその理由を、速やかに告発者及び被告発者その他認定の変更に関係する者に書面で通知する。また、関係する所属機関、配分機関等及び文部科学省に通知又は報告する。

7　再調査における証拠の評価及び認定については、第 11 条の3を準用する。

8　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 12 条（文部科学省及び配分機関等への報告並びに協力）

最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合、当該事案に関係する配分機関等及び文部科学省に報告し、調査方針、調査対象及び調査方法等について、必要な協議を行う。

2　最高管理責任者は、調査委員会による認定が終了した場合、速やかに調査報告書を関係する配分機関等及び文部科学省に提出する。提出方法及び期限について別途定め又は指示がある場合は、これに従う。

3　調査報告書には、調査の経緯、調査体制及び方法、調査対象、認定した事実及び判断理由、不正行為に関与した者及び関与の度合い、不正発生要因、当社が講じた措置並びに再発防止策等を記載する。

4　最高管理責任者は、所定の期限までに調査又は報告書の取りまとめが完了しない場合、期限前に、その理由、進捗状況及び完了予定を関係する配分機関等及び文部科学省に報告し、必要な協議を行う。また、求めに応じて中間報告書を提出する。

5　調査の過程で不正行為の事実が一部でも確認された場合は、最高管理責任者は、その内容を速やかに関係する配分機関等及び文部科学省に報告する。

6　当社は、関係する配分機関等又は文部科学省から求めがあった場合、調査終了前であっても進捗状況及び中間報告を提出する。また、調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

7　不服申立て及び再調査に関する報告は、第 11 条の5及び第 11 条の6に従って行う。

8　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 13 条（調査結果の公表）

最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合、速やかに調査結果を公表する。

2　公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、当社が公表時までに講じた措置、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等とする。

3　不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、当該事案が既に公になっている場合は、不正行為が認められなかった旨

及びその理由を公表する。また、論文等に訂正を要する過失による誤りが確認された場合は、その是正に必要な事項を公表する。

4　悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、告発者の氏名及び所属、認定の理由、調査委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表する。

5　公表に当たっては、関係法令を遵守し、研究対象者、調査協力者その他の関係者の個人情報及び秘密を保護する。悪意に基づく告発と認定された場合を除き、告発者を特定する情報を本人の同意なく公表してはならない。

6　不服申立て又は再調査が行われている場合は、公表時点の手続の状況を明示し、認定結果が変更された場合は、速やかに公表内容を訂正する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 14 条（措置及び処分等）

最高管理責任者は、不正行為が認定された場合、認定内容及び関与の程度に応じ、当該論文等の訂正又は取下げの勧告、関係する研究費の使用中止その他必要な是正措置を講じる。研究費に関する措置は、配分機関等の定め及び指示に従う。

2　当社に所属する者に対して懲戒処分その他の処分を行う場合は、適用される就業規則その他の関係規程及び法令に基づき、本人に処分の対象となる事実を示し、弁明の機会を与えた上で、所定の手続により決定する。処分の内容及び理由は、本人に書面で通知する。

3　悪意に基づく告発が認定された場合も、当社に所属する告発者への処分は、前項の手続による。当社以外の機関に所属する者については、その所属機関に認定結果を通知し、必要な対応を求める。

4　不正行為が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、調査に伴い講じた研究費の支出停止等の措置を速やかに解除し、本人の名誉回復及び不利益の是正に必要な措置を講じる。ただし、証拠保全措置は、不服申立期間が経過し、又は不服申立てに係る手続が終了した後に解除する。

5　最高管理責任者は、不正行為の発生要因を検証し、関係部署に再発防止策の策定及び実施を指示するとともに、その実施状況及び効果を確認する。

6　最高管理責任者は、本条に基づき講じた措置及び処分の内容を記録し、関係する配分機関等及び文部科学省に報告する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本規定上の手続は同条に定める代行者が行う。ただし、処分その他の措置について法令又は就業規則等に別途の決定権限及び手続が定められている場合は、それに従う。

第 15 条（調査を行う機関及び他機関との連携）

当社は、当社に所属する研究者等に係る不正行為の疑義について、当社における科研費その他の研究費の受入れ又は管理実績の有無のみを理由として、調査の対象から除外してはならない。

2　当社に所属する研究者等が、当社への着任前に他の研究機関で行った研究活動に関する告発については、当該研究活動が行われた研究機関と連携し、原則として合同で調査を行う。

3　当社で行われた研究活動に関する告発について、被告発者が既に他の研究機関に所属している場合は、当該所属機関と連携し、原則として合同で調査を行う。

4　複数の研究機関に所属する研究者等又は複数機関による共同研究に関する事案については、関係機関と協議し、研究の実施状況及び各機関の役割等を踏まえて、調査の実施体制及び役割分担を定める。

5　合同調査等を行う場合は、調査委員の構成、調査方法、日程、資料の保全、秘密保持並びに調査結果の通知、報告及び公表等について、関係機関との間で確認する。

6　調査を担当する機関又は役割分担について協議が整わない場合は、関係する配分機関等又は文部科学省に相談し、調査が遅滞しないよう対応する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条に基づく当社の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 16 条（告発以外の情報等への対応）

当社は、報道、学会等の研究者コミュニティ又はその他の情報により、不正行為の疑義が指摘されていることを把握した場合、その内容を確認し、告発に準じて取り扱う。

2　インターネット上の指摘については、不正行為を行ったとする研究者等、不正行為の態様及び事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的に合理的な理由が示されている場合、匿名の告発に準じて取り扱う。

3　不正行為を行おうとしている者がいる等の相談があった場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者は、関係者への警告その他不正行為を未然に防止するために必要な対応を行う。

4　告発者が告発を取り下げた場合であっても、当社は、そのことのみを理由として手続を終了せず、把握した事実及び証拠に基づき、調査の継続の要否を判断する。

5　告発の対象となる論文等が告発前に取り下げられていた場合も、そのことのみを理由として調査の対象から除外せず、取下げに至った経緯及び事情を含めて予備調査を行う。

6　第1項又は第2項に基づき予備調査を行う場合は、第 10 条の4を準用する。この場合、同条の「告発を受け付けた日」は、「告発に準じて取り扱うべき情報を把握した日」と読み替える。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 17 条（調査委員会の審議及び議決）

本規定に基づく調査委員会の審議及び議決は、通常の倫理審査とは区分し、本規定に定める手続により行う。

2　調査委員会は、委員総数の3分の2以上が出席し、かつ、出席者に内部委員及び外部委員の双方を含み、出席者の半数以上が外部委員でなければ、審議及び議決を行うことができない。

3　不正行為又は悪意に基づく告発の認定及びその変更は、当該事案の調査を担当する委員総数の3分の2以上の賛成により決定する。その他の事項は、出席委員の過半数の賛成により決定する。

4　委員が審議の途中で当該事案との直接の利害関係を有することが判明した場合、その委員は以後の調査、審議及び議決に参加してはならない。最高管理責任者は、必要な委員の交代又は追加を行い、第 11 条に定める構成要件を確保する。

5　調査委員会は、本人確認及び秘密保持を確保できる場合、オンラインによる会議を行うことができる。

6　調査委員会は、開催日時、出席委員、審議内容、判断の根拠、議決結果及び反対意見等を議事録に記録し、適切に保存する。

7　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、第4項の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 18 条（調査中の一時的措置）

最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合、証拠の保全、不正行為の継続防止その他調査の適正な実施のために必要な範囲で、当該事案に関係する研究費の一時的な支出停止その他の措置を講じることができる。

2　前項の措置は、告発があったことのみを理由として行ってはならず、具体的な事情に基づき、その必要性、対象、範囲及び期間を検討し、理由を記録する。また、調査に必要な範囲を超えて研究活動を制限してはならない。

3　最高管理責任者は、措置を講じた場合、証拠の隠滅防止等のために通知を遅らせる合理的な理由がある場合を除き、その内容及び理由を対象者に通知する。

4　最高管理責任者は、措置の必要性を随時確認し、必要がなくなった場合は速やかに変更又は解除する。

5　配分機関等から研究費の支出停止その他の措置を求められた場合は、その定め及び指示に従って対応する。

6　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本規定上の手続は、同条に定める代行者が行う。

第 19 条（事務及び記録の管理）

本規定に基づく手続に関する事務は、総務課が担当する。ただし、告発及び相談の受付は第 10 条及び第 10 条の3に定める窓口等が行い、総務課は必要な事務補助を行う。

2　事務担当者は、調査委員会による調査、審議及び認定の判断に介入してはならない。当該事案と直接の利害関係を有する者は、その事務を担当してはならず、最高管理責任者が利害関係を有しない代替の担当者を指定する。

3　当社は、告発及び相談の受付記録、予備調査資料、調査委員の選任記録、調査資料、議事録、調査報告書、通知及び報告の記録、不服申立て関係資料並びに措置及び改善状況の記録等を、一連の手続を確認できる状態で整理・保存する。

4　前項の記録は、当該事案に関する調査、不服申立て及び措置等の手続が終了した日から、原則として 10 年間保存する。ただし、法令又は配分機関等の定めに別段の保存義務がある場合は、これに従う。また、訴訟その他の手続が継続している場合は、その終了まで必要な記録を保存する。

5　記録へのアクセスは、職務上必要な者に限るものとし、紛失、改変及び漏えいを防止するために必要な管理を行う。

6　最高管理責任者が第 10 条の3第1項に該当する場合、本条の職務は、同条に定める代行者が行う。

第 20 条（周知及び公表）

当社は、本規定を当社の研究活動に関わる者及び関係部署に周知し、その理解及び遵守を徹底する。

2　当社は、本規定並びに告発及び相談の窓口の名称、連絡先、受付方法及び通常の窓口を利用できない場合の連絡先等を、当社のウェブサイト等により公表する。

3　当社は、本規定又は窓口等を変更した場合、速やかに関係者へ周知し、公表内容を更新する。

第 21 条（規定の改廃）

本規定の改廃は、代表取締役の決裁を経て行う。

2　当社は、関係するガイドラインの改正、調査事案への対応及び運用状況等を踏まえ、必要に応じて本規定を見直す。

附則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。